

令和6年第9回農業委員会議事録

令和6年9月25日

下妻市農業委員会

令和6年第9回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第3号 令和7年度 下妻市農業施策等に関する意見書について
 - 第4号 令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)
4. 報 告
 - 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第9回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は11番 白井 安男 君、12番 笠島 修 君 の兩名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回7件の申請であります。ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、995㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、中郷地内、畑、749㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、加養地内、登記、田、現況、畑、1,657㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、五箇地内、畑、773㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、高道祖地内、畑、199㎡、申請理由は、自宅に近い申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、江地内、畑、1,056㎡、申請理由は、自宅に近い申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧ください。

処理番号7号、申請地、柳原地内、畑、156㎡、申請理由は、自宅に近い申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:稲川委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻市役所から南東へ約300mにあり、休耕でしたが、耕運され、きれいに管理されていました。9月23日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:中山委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから東へ1.1kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:草間委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、豊加美市民センターの南に隣接しており、耕作されておらず雑草が繁茂していました。9月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号:羽賀委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約2.1kmにあり、耕作されておらず雑草が繁茂していました。9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人は入院中のため家族に電話をして行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号5号:笠島委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南東へ約500mにあり、雑草が少し生えていましたが、ある程度管理されていました。9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:鶴見委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約2.5kmにあり、野菜の作付けがされていました。9月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:高橋委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、市営柳原球場から北西へ約600mにあり、野菜の作付けがされていました。9月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

4 ページ並びに、参考資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 5 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、長塚地内、畑、527 ㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 3 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、長塚地内、登記、畑、現況、宅地、3.70 ㎡、申請理由は、既存住宅敷地の地積修正に伴う自己住宅の敷地拡張でございます。

参考資料の 5 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、坂本新田地内、2 筆、登記、田、現況、畑、合計 486 ㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

5 ページ並びに、参考資料の 7 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、今泉地内、畑、1,501 ㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の 9 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、若柳地内、登記、畑、現況、宅地、27 ㎡、申請理由は、平成 20 年頃より自己住宅敷地の一部として無断転用していた申請地を、始末書添付の上、敷地拡張するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 4 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをご覧願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は自己住宅基準面積の 500 ㎡を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積 527 ㎡となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。

議案書は 5 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるた

め、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非FIT太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:吉川委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大和保育園から南東へ約200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:吉川委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、大和保育園から南東へ約200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:稲川委員

議案第2号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から東へ約250mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 4 号:野村委員

議案第 2 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、下妻第一高等学校野球場から北東へ約 400m にあり、昨年まで耕作されていましたが、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号:程塚委員

議案第 2 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から南西へ約 600m にあり、すでに住宅敷地の一部として利用されており、その内容は始末書で確認しました。9 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号 4 番について、意見を述べたいと思います。私と野村委員と磯補佐で現地調査を行いました。この申請地の隣に道路をまたいで民地があります。太陽光発電設備を設置するに当たって、照り返しによるこの民地の影響について話しをしました。今回、この民地と太陽光発電を設置する場所については、間に結構高い樹木があるので、問題はないだろうと話しましたが、これと同じようなことで、別件で私に相談がありました。自分の住宅地に隣接して、誰も耕作していない農地、遊休農地がある。そこに、太陽光発電が設置されるのを避けたい。そのためには、できればその農地を買いたいのだということでした。農家でなくても、野菜などを作る条件であれば、農地は買えますよと話しましたが、このように住宅地に隣接するところに、太陽光発電が設置されるような場合には、何らかの規制するような条例が必要ではないかと考えましたので、意見として申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員のご意見につきまして、事務局はどうお考えでしょうか。

事務局長(塚越剛君)

市からの情報として、手持ち資料がないので、基準となる規模とか正確には分からないのですが、ある程度以上の発電規模の場合には、事前に市の環境課に相談していただいて、制度上は地元に説明責

任があるとか、そういった手順を踏んで始まるようになっております。ただ今回の案件の規模ですと、基準に該当してこないの、努力義務みたいなことになっていて、禁止するというところまでは踏み込むのはなかなか難しいと思います。ただ、下妻市だけではなくて、全国的にある程度の規模の太陽光発電は地元での理解を求める等の基準がありますが、業者はその網の目をかいくぐって、申請を小分けにしたりとか、そういったことを考えてくるので、なかなか制度で規制をかけていくことも難しい状況です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

いろいろな問題が出ると思うのですが、やはり意見としては取上げていきたいと思っております。ただ法的な問題もあって、心情的なことでは判断できませんので、皆さんも制度等をよく理解しながら、意見を言っただけであればありがたいと思っております。

その他、発言はありますか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号5号について、面積が27㎡と微々たるものですが、既存敷地が約1400㎡と、結構広い敷地になっておりまして、それでいて27㎡拡張するというのですが、どうしても広げないといけないのか、無断で27㎡を敷地としてしまっていたのか、現状と推移について教えていただければと思います。

事務局(磯和洋君)

塚田委員のご質疑にお答えします。この27㎡につきましては、譲受人が境界を誤って認識しており、もう既に住宅に係る設備、ブロック塀が設置されており、畑に戻せない状況でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、令和7年度 下妻市農業施策等に関する意見書について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第3号の別紙をご覧ください。

議案第3号、令和7年度 下妻市農業施策等に関する意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない、と規定されております。つきましては、市長に提出する別紙、意見書(案)を本日ご審議いただくものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたします。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第3号、令和7年度下妻市農業施策等に関する意見書についてご説明いたします。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策等の改善について意見書を提出することと定められております。

今回は、市に対し令和7年度の下妻市の農業施策やそれを裏付ける予算への反映に向けて、市長への意見書提出を予定しております。本日は、その際に提出する意見書(案)を提示させていただいております。

2枚目をお開きください。

こちらが提出する意見書の表紙となっております。

続きまして、次のページをお開きください。

左側のページで、農業の現状や農業委員会の活動業務について触れ、本意見書の意義と農業委員会等に関する法律に基づき提出することをお示しし、次のページから各種施策の推進について意見を申し立てております。項目は6項目となります。1項目から順にご説明いたします。

1. 担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手である農業者が効率よく安定した農業経営を行うには、本年度策定をしております地域計画を核に農地中間管理事業を推進し、農地の利用集積・集約化に繋げていくことが必要であります。そのため、農地中間管理制度を効果的に運用し、担い手への集積・集約化を推進していただきたい、また、地域計画策定後も地域の話し合いの場を継続するなど農地の集積・集約化に向けて支援を講じていただきたいとの意見内容となっております。

2. 新規就農者・親元就農者等、農業後継者の育成については、担い手不足の対策の一つとして、後継者の確保が重要であるため、就農を目指す次世代の担い手育成を要望するものです。就農希望者と指導者とのマッチング支援を積極的に行うなど、新規就農者や親元就農者を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、就農にあたって、更には就農後においても総合的な支援体制の整備を要望するものです。

3. 中・小規模農業者を支援する補助事業については、国や県の農業施策に対する補助事業は、大規模経営に向けた補助要件が強く打ち出されていることから、中・小規模農家は利用できない状況であります。本市は大規模農家だけでなく、中・小規模農家も共存しながら地域農業を維持していくことが重要な地域であるため、中・小規模農家に対しても、長期的な営農継続が可能となるよう、農業用施設や機械

の導入、更新等を支援する補助事業の創設を要望するものです。

4. 農業地帯における安全な市道整備と地域資源の適切な保全管理については、農業の効率化が進む中、基盤整備がされていない地域では道路が狭いところが多く、通行に支障をきたすほか、大型農耕車両の進入ができないことから農地の集積・集約化の推進が難しく、圃場の荒廃に繋がる可能性が高い状況です。このことから、農業者が安全かつ効率的に農業経営を行えるように、拡幅も含めた市道整備と適切な管理を積極的に図っていただきたいこと。また、水路や道路等の地域資源の保全管理について、多面的機能支払交付金事業等を効果的に活用できるように地域への情報発信を行い、推進をお願いする意見内容となっております。

5. 農業用資材、エネルギー価格等の高騰に伴う支援については、農業用資材、エネルギー価格等が高止まりしている中、生産コストの価格転嫁が十分にできていないことから、価格高騰対策に向けて農業者への影響を緩和する支援策について、国や県などへの働きかけも含めてお願いするものです。

6. 農業委員会組織の充実については、農業を取り巻く環境が厳しくなったことに伴い、農業者の代表機関である農業委員会の活動についても、国から求められる役割が年々多岐にわたるものとなっております。また、それに伴う事務量の増加に対応するため、実務に精通した職員の増員等、事務局の体制強化を要望する内容でございます。

以上、当該意見書の決定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては原案のとおり意見書を提出することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より(案)を削除願います。

続いて、議案第4号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第4号の別紙をお開き願います。

議案第4号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受けて、担い手へ貸し付けるための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第4号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)についてご説明いたします。

こちらは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本日、議案として上程するものでございます。

お手元の議案第4号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積計画一括方式総括表をご覧ください。今回、利用権が設定される農地につきましては、田が15筆、38,659㎡、畑が26筆、25,579㎡、合計いたしますと、41筆、64,238㎡となり、貸し手は22名、茨城県農林振興公社の転貸後、借り手は11名で、今月末の公告を予定し、開始は令和6年10月1日となり、期間は10年間でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。以下3ページまで41筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より(案)を削除願います。

続いて、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、1件ございました。添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第9回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時23分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 白 井 安 男

署名委員 笠 島 修